

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「優れた製品を供給して社会に貢献すること」を社とし、当社のすべての利害関係者と共存共栄していきたいと考えております。このような基本方針のもと、迅速で適切な意思決定と業務執行に対する監督機能の充実を図り、経営の透明性を高めるべくコーポレート・ガバナンスを推進しております。推進の前提として、当社の全役職員は、社会的良識に従い健全な企業活動を行なうために制定された「企業倫理基準」を十分理解し、実践することを要求されています。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補助原則4-1-3】

最高経営責任者等の後継者の計画について、取締役会は特段、監督しておりませんが、代表取締役については、経営理念に則り、経営戦略を実現し得る取締役の中から取締役会が選定することにしております。

【補助原則4-8-1】

独立社外取締役の発言は、現体制下でも積極的に生かされていると判断しており、独立社外取締役のみを構成員とする会合などは行っておりません。

【補助原則4-8-2】

独立社外取締役と取締役等との連携は、現体制下でも十分に確保できていると考えていることから筆頭独立社外取締役を選任しておりません。

【補充原則4-10-1】

取締役等の指名・報酬についての客観性と説明責任については、現制度により十分確保されていると判断しておりますので、任意の機関を設置していません。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、良好な取引関係の維持発展、安定的かつ継続的な金融取引関係の維持など当社における企業価値の維持・向上に資すると判断される場合に政策保有株式を保有いたします。個別の政策保有株式については、個々の財政状態や経営成績、取引状況および保有に伴う便益等を検証するとともに、取引関係の維持・強化、中長期的な保有メリット等を総合的に勘案して毎年1回以上取締役会にて審議し、保有の適否を判断しております。継続保有意義が薄れた株式については、当該企業の状況等を検討したうえで段階的に売却することとしており、2020年度中に一部銘柄の売却を実施しております。また、議決権の行使にあたっては、投資先企業の状況や当該企業との取引関係等を踏まえたうえで、議案に対する賛否を判断しており、その結果については取締役会に報告されております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社役員やその他の関連当事者等が競業取引および利益相反取引を行なう場合、あるいは当社役員との間で取引を行なう場合について、取締役会での審議、決議を要することとしております。その際の取引条件および取引条件の決定方針等については株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、従業員の退職給付にあてるため、確定給付企業年金制度と確定拠出年金制度を併用しています。確定給付企業年金の積立金の管理及び運用に関しては、社外の資産管理運用機関に一任しておりますが、当社企業年金もアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう各種研修への参加等により人材育成を図るとともに、年金資産の運用状況を定期的にモニタリングすることを通じて、今後も積立金の適切な運用環境の整備に努めてまいります。

【3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画

A. 企業理念、経営理念

優れた製品を供給して社会に貢献し、会社と社員の永遠の繁栄を図る。

B. 経営戦略

1. ユーザーとの信頼関係を強化し売上高の拡大を図る。
2. 新分野新製品の投入による売上高の拡大を図る。
3. 大量生産技術、品質管理技術を一層向上させ、製品の差別化と原価低減を図る。
4. 企業理念、経営理念の安定・継続的な実現に資する人材の登用、育成を図る。
5. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方をよりよく実践するために幅広い活動を推進する。

C. 経営計画

1. 損益計画

当社グループは、今後数年間を「新たな収益基盤の獲得と強化のための変革期」ととらえております。主力のプリント配線板用超硬ドリル分野では、自動車関連向けや通信インフラ関連向けの需要拡大が顕著で、また、その他切削工具の特殊品への期待が、いろいろな分野で高まっております。当社グループは、従来から品質、技術による差別化戦略を得意とし、業容を拡大してまいりました。今後ともこのような

考え方を大切にまいります。

中期の業績見通しにつきましては、当社の属する電子機器業界は需要の変化が激しいため公表するに至っておりませんが、電子機器製品の平均的需要動向と連動した成長を確保するとともに、常に利益率の向上を意識し、利益の絶対額と売上高営業利益率を目標としております。

2. 効率性に関する考え方

利益額の拡大によるROEの改善を図ることを財務指標の方針とし、健全性と株主還元のバランスを検討し、資本政策を遂行しております。

3. 株主還元方針としては、配当と自己株式取得のバランスをとりつつ拡充していくことといたします。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、上記企業理念、経営理念を実現するため、あらゆるステークホルダーから長期継続的に「価値ある企業」としてご愛顧いただきたいと思っております。このため、「経営の透明性、公平性、効率性」の向上に向け、コーポレートガバナンスの強化に努めてまいりたいと思っております。なお、コーポレートガバナンス強化の前提として、「ユニオンツールグループ企業倫理綱領」を定めております。

(3)取締役会が経営陣幹部、取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の「4.1.【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役、監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選任、取締役候補者の指名におきましては、的確かつ迅速な意思決定、適切ナリスク管理、業務執行の監視および会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討しております。また、監査役候補者の指名におきましては、財務、会計に関する知見、当社事業分野に関する知識および企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に検討しております。

決定にあたっては、上記方針に基づき代表取締役が内容を検討し、取締役会が決議しております。

(5)個々の選任についての説明

取締役、監査役の各候補者の選任理由を株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は、取締役会規則を定め、法令に準拠して取締役会が審議する内容を定めております。また、それに基づき職務権限基準を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役となる者の独立性について、会社法および東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を重視しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役候補者の指名にあたっては、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切ナリスク管理、業務遂行の監視および会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスの確保などを勘案して、適材適所の観点により、総合的に検討しております。このような考え方のもと、現在、定款で定める取締役の上限(8名)は妥当な規模と考えております。

【補充原則4-11-2 取締役、監査役の上場会社の役員の兼任状況】

当社の取締役及び監査役の兼任状況は以下の通りとなります。

取締役大平博氏は、富士精工株式会社(名古屋市場第2部上場)の社外取締役を務めております。

社外取締役山本博毅氏は、東洋埠頭株式会社(東京市場第1部上場)の社外監査役を務めております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析、評価の結果の概要】

取締役会議長が適宜取締役に個別にヒアリングを実施し、取締役会の運営、議事内容などについて分析、評価を行っております。この評価結果を受けて、議長と取締役会事務局業務担当部が中心となり、取締役会の運営、議事内容についての改善活動を実施しております。第60期においては、主にコロナ禍における会議のあり方や新たな経営課題について意見交換がなされました。そのうえで取締役会の実効性は確保されているとの各取締役からの評価をいただいております。その他、新製品開発体制の強化や将来に向けての課題・成長戦略などについても活発な意見交換がなされております。

【補充原則4-14-2 取締役、監査役に対するトレーニングの方針】

当社では、取締役、監査役就任者向けに、必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を実施しております。また社外研修の受講も行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社のIR活動は、代表取締役をトップとして、総合企画部が行っております。IR活動に必要な情報は、関係部署から情報を収集し、総合企画部で取りまとめております。

(1)株主との対話は、総合企画部門の担当役員が統括することになっております。

(2)情報開示に当たっては、上記担当役員のもと関係各部署の責任者等から成る委員会を設置し、関係各部署の有機的な連携を図っております。

(3)個別面談以外の対話の手段として、年2回決算説明会を開催しております。また、投資家からの意見、要望などをもとに内容の充実を図っております。

(4)対話において把握した株主の意見などは、必要に応じて関係者にフィードバックされております。

(5)当社は、インサイダー取引を未然に防止するため内部者取引管理規程を定めており、情報を取扱う上での心構え、制度、株式売買ルールなどを明確化させております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

## 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社晃永	6,138,991	31.03
株式会社カストディ銀行(信託口)	1,418,200	7.17
公益財団法人ユニオンツール育英奨学会	1,000,000	5.05
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 きらぼし銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	685,190	3.46
片山 貴雄	592,651	2.99
マイクロファイン株式会社	590,100	2.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	571,200	2.88
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505025	412,300	2.08
ガバメント オブ ノルウェイ	337,960	1.70
株式会社三菱UFJ銀行	333,038	1.68

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山本博毅	弁護士													
若林勝三	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本博毅		当社定款第41条の定めにより、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同法第423条第1項の賠償責任額は、金1千万円以上であらかじめ定めた額、または第425条第1項に定める額のいずれか高い額としています。	社外取締役山本博毅氏は、弁護士としての専門的見地から企業法務に明るく、経営に関しても高い見識をそなえておられることから、社外取締役として、経営判断過程の細部にわたり指導・提言をいただくこととし、それによって当社の一層のコンプライアンス強化を図るため、就任いただいております。なお、同氏はこれまでも当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は第60回定時株主総会終了時点で、7年1ヶ月であります。

若林勝三	当社定款第41条の定めにより、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同法第423条第1項の賠償責任額は、金1千万円以上であらかじめ定めた額、または第425条第1項に定める額のいずれが高い額としています。	社外取締役若林勝三氏は、大蔵省(現財務省)に長らく勤務され、大阪国税局長等の要職を歴任されており、その高い専門知識をもって当社の経営全般に助言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンスを強化できるものと考え、社外取締役として就任いただいております。同氏は、これまで、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は第60回定時株主総会終了時点で、5年であります。
------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	4名

**監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況**

常勤監査役は、内部監査部の実施事項報告書を停滞なく閲覧できる体制を整備しております。監査役会は、会計監査人から年2回以上の会計監査内容に係る報告を受けております。三者は必要に応じて会合を持つなどして、情報の共有・意見交換を行っております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

**会社との関係(1)**

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
多賀亮介	弁護士													
石塚康雄	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」  
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

**会社との関係(2)**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

多賀亮介	当社定款第41条の定めにより、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同法第423条第1項の賠償責任額は、金1千万円以上であらかじめ定めた額、または第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。	社外監査役多賀亮介氏は、弁護士としての専門的見地から企業法務に明るく、経営に関しても高い見識をそなえておられることから、客観的な立場から当社の経営を監査していただくため、第55回定時株主総会において選任、その後第59回の定時株主総会で再任され、就任いただきました。なお、同氏は、これまでも当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は第60回定時株主総会終了時点で7年1ヶ月であります。
石塚康雄	当社定款第41条の定めにより、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同法第423条第1項の賠償責任額は、金1千万円以上であらかじめ定めた額、または第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。	社外監査役石塚康雄氏は、長年にわたり銀行業務に従事されており、現在では、株式会社きらぼしインシュアランスエージェンシーの代表取締役社長、およびエイト土地建物株式会社の代表取締役社長に就任しており、企業経営者としての経験も豊富にそなえておられることから、幅広い見識をもとに経営全般を監視いただくため、第57回定時株主総会において新たに選任、その後第59回の定時株主総会で再任され、就任いただきました。社外監査役としての在任期間は第60回定時株主総会終了時点で、3年であります。なお、兼職先の上記会社と当社との間に、人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

### 【独立役員関係】

独立役員の数	4名
その他独立役員に関する事項	

当社は、社外取締役および社外監査役全員を独立役員として届出ております。「当社と人的関係、資本的關係または取引関係等の利害関係を有せず、取締役または監査役として必要な知識と見識を持ち、社外役員として客観的かつ中立の立場で経営の監視機能を担える人材であること」を選任基準としておりますが、全員この基準を充たすものであります。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	
現状、特に必要ないと考えております。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
2020年12月期において、取締役に支払った報酬の総額は193百万円でした。なお、連結報酬等の総額が1億円以上である役員は存在しないため記載しておりません。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬の決定にあたっては、株主総会が決定した報酬総額の限度内において、経営環境や世間水準、職位や職責および単年度の会社行政を参考に、主に営業利益の実績から算出・決定することを方針としております。この方針に基づき、取締役会は取締役報酬規程を定め、代表取締役社長に取締役の個人別の報酬等の内容・配分についての原案作成を委任し、代表取締役会長と社長との協議に配分等の決定を委任しております。なお、2020年度において従業員についての新給与制度を整備・導入したことを受け、2021年2月度の取締役会において取締役の報酬を固定報酬と業績連動報酬に区分して支給することを決議いたしました。なお、この配分割合についての方針は定めておりません。業績連動報酬に係る指標は、当社グループの経営上の目標達成状況を判断するための重要な指標である連結営業利益であります。また、業績連動報酬の具体的な金額は、単年度の事業環境や会社業績を参考に、職位・世間水準・従業員賞与との兼ね合いなどを見ながら決定することとしております。社外取締役の報酬は、従来通り固定報酬のみが支給されることとしております。

監査役の報酬の決定にあたっては、株主総会が決定した報酬総額の限度内において、常勤監査役と非常勤監査役の別、業務分担などを総合的に勘案し、監査役の協議により決定することを方針としております。

株主総会決議による報酬限度額および当時の役員の数数は次のとおりであります。

取締役(2008年2月26日開催 第47回定時株主総会決議) 月額30百万円以内(取締役の員数7名)

監査役(2008年2月26日開催 第47回定時株主総会決議) 月額 5百万円以内(監査役の員数4名)

会社業績との連動性を確保し、職責や成果、従業員の報酬水準、および中長期の業績見通しや過去の支給実績などを総合的に勘案して決定することを方針としております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役会は、常勤の監査役を置き、日常の会社運営状況をモニタリングしております。常勤監査役は、通知文書の発行、監査役会の招集などにより、社外監査役への情報伝達・共有化に努めております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### (1) 会社の機関の内容

#### a. 取締役、取締役会

当社の取締役会は、取締役6名(2021年3月30日現在)で構成され、毎月1回以上開催することを原則に、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催しております。

この会議は、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督する機関として位置づけられ、少数のメンバーによる迅速な意思決定を行っております。定款の定めにより、通常、取締役社長が議長を務め、定款および取締役会規則に基づいて運営されております。なお、リスク管理およびコンプライアンスの実効性を高めるため、取締役会のもと「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。当社取締役は8名以内とする旨定款で定められております。合わせて定款により代表取締役および役付取締役を設置することができることとしており、その範囲内において、代表取締役会長1名および代表取締役社長1名を選任しております(2021年3月30日現在)。なお、当社は、社外取締役を2名選任しております。特別取締役は選任していません。また、取締役の資格制限に係る定款での定めはありません。

#### b. 執行役員、経営会議

当社は2004年2月より、意思決定の迅速化と機動的な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しております。取締役、執行役員およびその他現場の主要な監督者により経営会議を組織しておりますが、この会議を毎月1回開催しております。執行役員の業務執行内容は、この会議において報告され、必要に応じた質疑応答などの過程を経た後、参加者間の情報共有・意思の共有・経営基本方針の示達・確認などが行われております。なお、これら執行役員の業務執行は取締役会により監督され、その選任・解任も取締役会において厳格に取扱われております。2021年3月30日現在、9名の執行役員を選任しております。

#### c. 監査役、監査役会

当社は監査役制度を採用しております。監査役は4名(2021年3月30日現在、うち常勤監査役2名、社外監査役2名)おり、監査役会を構成しております。各監査役は、取締役会および経営会議に出席するほか、必要に応じて社内の各種会議に参加し、その他、各事業所・グループ会社等への往査なども行ない、取締役・執行役員の職務執行状況を監査しております。

### (2) 内部監査および監査役監査、会計監査の状況

#### a. 内部監査

6名の専任担当者を配した内部監査部を設置し、主に法務・会計・管理面を中心とする監査を定期的に行なうとともに、製造・品質・環境などモノ作り面での監査を品質保証部がそれぞれ担当し適切な活動がなされるよう監視しております。この両部署は、密接に連携し、情報の共有と効率良い監査活動ができるような体制が整備されております。

内部監査部は必要に応じて総合企画部、監査役および会計監査人との間で会合をもち意見および情報交換を行っております。各種の監査結果は社長宛に報告されており、その報告内容・資料は監査役も自由に閲覧できる体制になっております。決算期においては、内部統制報告書の内容を検証するために必要な財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。

#### b. 監査役監査

当社の監査役は取締役会、経営会議への全員参加を原則とし、必要に応じた質疑応答・意見表明を適時に行なっております。その他、内部監査部および会計監査人との連携、関係者への聴取、内部監査資料の閲覧、事業所・海外子会社への往査などを進めており、グループ全体の状況把握や意見集約を行っております。また、監査役会は、会計監査人から2回以上会計監査内容に係る報告を受けております。

#### c. 監査役機能強化に係る取組み状況

##### c-1. 監査役監査を支える人材・体制の確保状況

現在、監査役の職務を補助すべき使用人を配置していませんが、必要に応じて設置できることとしております。その他、すべての部署は監査役監査に協力すべき責務を負うとの考え方を周知徹底しており、内部監査部・品質保証部・総合企画部などの資料も閲覧できる体制となっております。

##### c-2. 独立役員の確保の状況に関する記載

当社には4名の社外役員がありますが、社外取締役および社外監査役全員を独立役員として届出ております。

#### d. 会計監査

会社法に基づく会計監査および金融商品取引法に基づく財務諸表監査について当連結会計年度における契約は、井上監査法人と締結しております。同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。当連結会計年度において業務を執行した公認会計士の氏名は次のとおりであります。

継続監査期間 2年間

指定社員 業務執行社員 萱嶋秀雄

指定社員 業務執行社員 林映男

また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他2名であります。

会計監査人は、取締役、監査役、内部監査部および総合企画部と定期的に会合をもち、意見および情報交換に努めているほか、決算期においては、内部統制報告書に対する監査も行なっております。

e. 各監査機能と内部統制部門との関係

当社は総合企画部が、内部統制の普及・定着・実施を担当しております。同部は「リスク・コンプライアンス委員会」の事務局を担当しており、広く情報を集められる体制になっております。また、内部監査部と定期的に会合をもち意見および情報交換を行ない、必要に応じて内部監査に立会うなど日頃から内部統制の浸透に努めております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社内規程により業務分掌と職務権限基準が明文化されており、これら基準に基づき責任と権限および意思決定ルールにより、現状の体制のもと、各取締役の業務執行について適正かつ効率的に行なわれる体制となっております。また、監査役設置会社として、監査役4名のうち2名が社外監査役であり、社外監査役はそれぞれ法務や会社経営の専門的な知見を有し、中立的、客観的な見地から経営監視の役割を担っており、豊富な知識と経験のもと経営全般について大局的な観点からの発言を行なっております。なお、社外監査役以外の2名の監査役は、いずれも社内業務に精通した常勤監査役であり、社内業務の監査を日常的に行なっておりますので、社外監査役との連携により、経営の監視に関しては十分に機能する体制が整っているものと判断しております。その他、執行役員制度を導入しており、経営監督と業務執行を明確に分離していることから、現状の体制によりコーポレート・ガバナンスが十分に機能しているものと判断しております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年3月30日開催の第60回定時株主総会に係る招集通知は、2021年3月10日に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	第60回定時株主総会(2021年3月30日開催)より、インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第60回定時株主総会(2021年3月30日開催)より、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版を作成し、当社ホームページおよび議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回(2月、8月)、社長自らが出席し、状況を報告しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	外部公開資料が遅滞なく確認できるようになっております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部企画課が主な窓口となっております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	主たる生産拠点においてISO14001を取得し、運用しております。当社の環境保全の取り組み内容は、CSRの一環として、ホームページ上で公開しております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において「内部統制体制の整備に関する方針」を次のとおり決議しております。

- (1) 取締役および使用人ならびに子会社の役員等職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - a. ユニオンツールグループの全役員等職員の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理の考え方が十分に意識して展開されるよう当社における行動規範たる「ユニオンツールグループ企業倫理綱領」を定め、全役員等に周知徹底させております。
  - b. 「ユニオンツールグループ企業倫理綱領」は、法令遵守、社会正義の遵守のみならず、社会規範への十分な理解、社会貢献などへもその取り組むべき意識範囲を広げており、全部で10項目からなるものとして整備しております。
  - c. 「ユニオンツールグループ企業倫理綱領」の実効性を確保するため「企業倫理基準に関する規程」等を制定し、推進担当者の設置、社内通報システムの構築などを行っております。なお、この社内通報システムは別に定める内部通報に関するルールに基づき運営されております。
  - d. 企業倫理推進担当者は調査権や協力体制構築のための各種権限を有し、必要に応じて外部の専門機関との緊密な連携を保ちつつ、社内体制の整備に努めております。
  - e. 独立性を保持した内部監査部を設置し、経営諸活動の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討、評価させております。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - a. 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取り扱い、当社の社内規定等に従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規定等の見直し等を行っております。
  - b. 取締役の職務の執行に係る情報・文書につきましては、稟議制度を電子化し、そのデータベース化を図り、当該各文書等の存否および保存状況を素早く検索・閲覧できる体制を構築し、適切な情報の保存および管理を行っております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行ないますが、組織横断的なリスク管理またはリスク管理のための重要な基礎的事項については取締役会が決定・実施しております。取締役会は、この決定・実施の実効性を高めるため「リスク管理とコンプライアンスに関する規程」を制定し、諮問機関として各部門長等から成る「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。
- (4) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社内に子会社管理について統括する専門部署を設置するとともに、業務ごとに子会社の当該業務を主管する部署を設置することで、当社と同様な基本方針のもと、子会社における損失の危険の管理を行っております。
- (5) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
  - a. 6名の取締役からなる取締役会を毎月1回以上開催することを原則とし、経営戦略・事業計画等の重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督等を行っております。
  - b. 当社は取締役会規則のもと、迅速な意思決定を図るため執行役員数名を選任しております。これら執行役員等が一部の職務を執行し、取締役会がこれを監督しております。取締役と執行役員は原則月1回開催される経営会議において情報の共有と職務遂行に係る必要な討議を行っております。
  - c. 業務運営については、毎年期初に事業環境を踏まえた経営計画および年度予算を策定し、この計画等に即した課題・目標を各部門において設定・進捗管理しております。
- (6) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
  - a. 子会社組織規程を設け、その中で子会社における組織機構、業務分掌、職務権限基準、稟議制度などの整備を義務付けております。
  - b. 当社内に子会社管理についての統括部署を設け、上記の整備状況について助言等監督を行っております。
  - c. 業務運営については、毎年期初に事業環境を踏まえた経営計画および年度予算を策定し、この計画等に即した課題・目標を各部門において設定・進捗管理しております。
  - d. 子会社における職務執行の効率性等を検証するために、すべての子会社において原則として年1回以上、当社取締役を交えた情報交換会を開催しております。
- (7) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a. 当社の取締役および監査役は、当社の子会社の取締役、監査役および従業員等との情報交換その他の連携体制の強化に努めております。
  - b. 子会社における業務の適正を確保するため、各種社内規程等を制定し、これら規程等に基づき当社内に子会社についての統括専門部署や主管部署を設置し、情報の集約等を行っております。
- (8) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
  - a. 当社内に子会社管理について統括する専門部署を設置し、報告体制の整備・維持・定着にあたらせております。合わせて、統括の実効性を高めるため、当社において子会社の各種業務ごとに主管する部署を設置し、相互交流を深める体制を整えております。
  - b. 当社では子会社管理規程を設け、この基本規程のもと各種の業務管理規程を整備し、子会社から当社への申請事項や報告事項、およびそれらの手続きを明確化させております。
- (9) 監査役を補助する使用人の体制およびその補助する使用人の独立性の確保に関する事項

当社は実効性の高い監査環境の整備に努めており、日頃から監査役と意見交換しております。その中で、監査役の職務を補助する使用人を必要に応じて配置することとしております。その際、当該使用人の活動が実効性を伴い実施されるよう各種体制の整備を、取締役と監査役との協議により構築していくことといたします。

(10)ユニオンツールグループ全役職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

a.ユニオンツールグループ全役職員は、当社グループに重大な損失を与える恐れのある事項および不正行為や重要な法令・定款違反行為を認知した場合、「企業倫理基準に関する規程」等に基づき、その内容等を報告しなければならないことになっております。

b.情報を集約する企業倫理基準統括責任者たる取締役は、集約された情報を吟味し、必要に応じて遅滞なく監査役に報告することとしております。

c.監査役は、取締役会、経営会議の重要会議に出席し、業務の執行状況を監査しております。

(11)報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

a.企業倫理担当部署は、役職員に対する教育、研修の機会を通じて、不利益取扱いを懸念して必要な報告・通報を思いとどまることのないよう啓蒙に努めております。

b.内部通報制度に基づく通報については、内部通報に関するルールの中で、明確に通報者保護を規定しております。

(12)その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

a.取締役は、監査役と相互の意思疎通を図るため、必要に応じて会合を行う他、取締役会その他重要会議において、監査役の自由な発言等ができる体制を醸成すべく努めております。

b.監査役は、取締役会、経営会議の他、重要な会社の意思決定の過程および業務執行状況を把握するため、会議への参加、文書の閲覧、事情聴取を行なうことができるようになっております。

c.監査役は、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受け、必要な連携を保っております。

d.監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じることとしております。

e.内部監査部は、内部監査の状況報告を、監査役に対して行ない、相互の連携を図っております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「ユニオンツールグループ企業倫理綱領」の第10に「社会正義」を掲げ、反社会的勢力との関係断絶と、不当要求に対し毅然とした態度をもってこれに対抗し、排除することを謳っております。企業倫理基準担当者により、このための体制整備と警察や法律家等との連携体制強化が図られております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

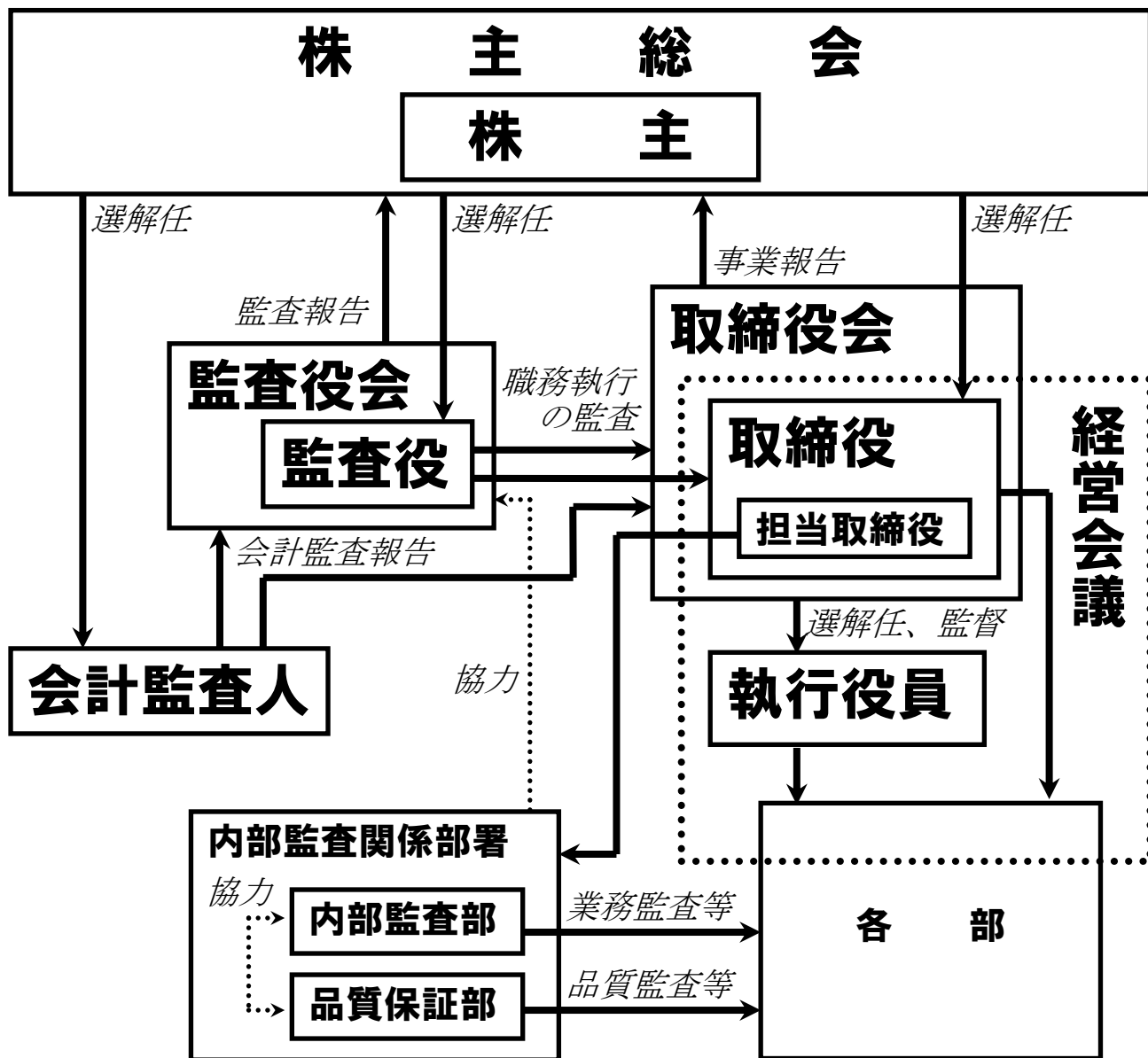
なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

# ユニオンツール株式会社

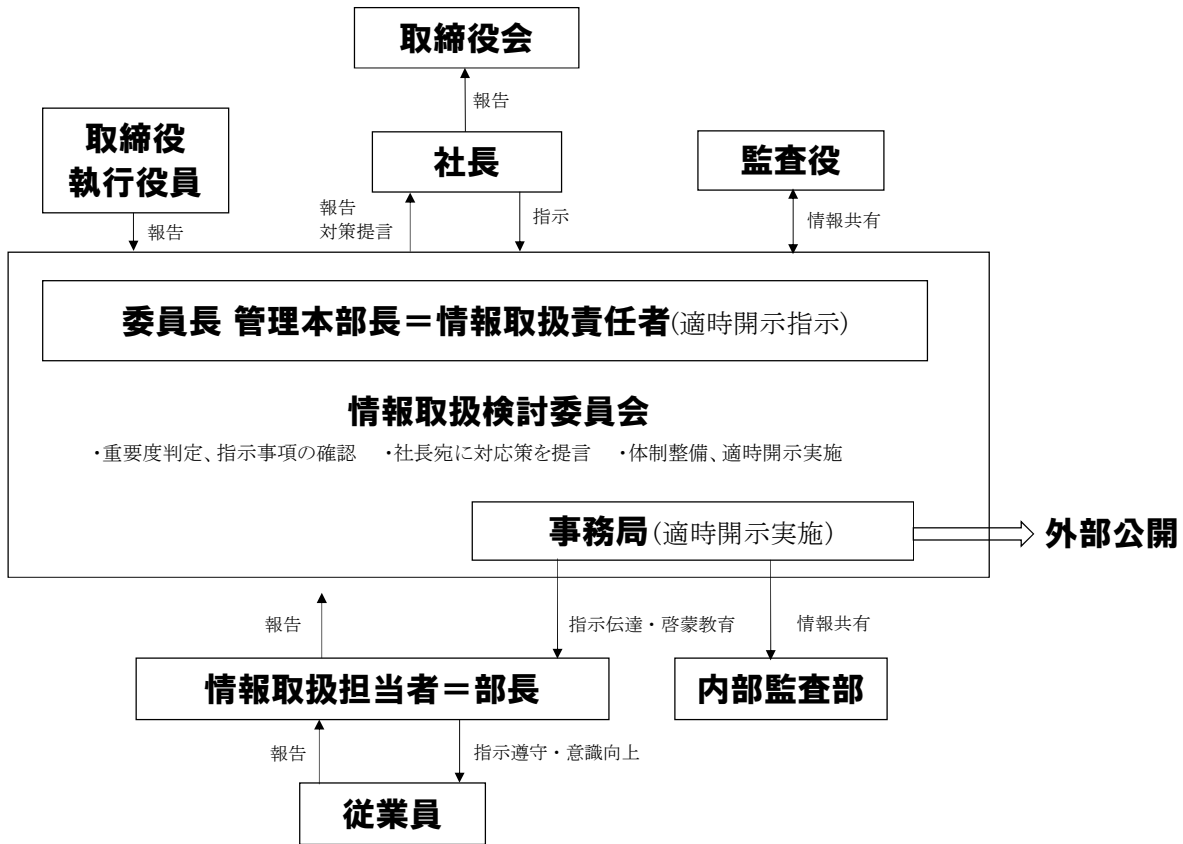
## コーポレートガバナンス体制の概要



(注) コメントの無い矢印は「業務執行・理念等基本的事項の周知徹底」を示しています。

1. 取締役会は6名で構成されており、経営理念・企業倫理の構築、取締役の担当の決定、執行役員を選解任など会社経営の基本的事項を決定し、これらを周知徹底するとともに業務執行・監督を行なっております。
2. 経営会議は、取締役、執行役員および数人の部門長によって構成されており、原則月1回開催されております。各部門・担当から業務執行の状況等が報告され、取締役との意見交換・指示徹底などが図られています。

## 適時開示に係る社内体系図



情報取扱検討委員会構成

管理本部長、総務部、総合企画部、総合企画部企画課(事務局)